

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3472号農林水産省生産局長通知） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行																																																
米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領	米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領																																																
第1～第5 (略)	第1～第5 (略)																																																
別表：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費	別表：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費																																																
1 周年供給・需要拡大支援	1 周年供給・需要拡大支援																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取組内容</th> <th>補助対象経費</th> <th>助成単価・補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取組内容</th> <th>補助対象経費</th> <th>助成単価・補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>周年供給特別支援の取組</u></td> <td><u>主食用として作付け・収穫された米穀(※1)のうち、令和3年産米穀を、令和5年4月から同年10月まで長期計画的に販売する取組(※6)</u></td> <td><u>金利倉敷料、集約経費</u></td> <td><u>定額(1/2相当)</u> <u>金利倉敷料：別記1のとおり(※7)</u> <u>集約経費：2,040円/ト(※5)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>周年供給特別支援の取組</u>	<u>主食用として作付け・収穫された米穀(※1)のうち、令和3年産米穀を、令和5年4月から同年10月まで長期計画的に販売する取組(※6)</u>	<u>金利倉敷料、集約経費</u>	<u>定額(1/2相当)</u> <u>金利倉敷料：別記1のとおり(※7)</u> <u>集約経費：2,040円/ト(※5)</u>
項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)																																														
項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
<u>周年供給特別支援の取組</u>	<u>主食用として作付け・収穫された米穀(※1)のうち、令和3年産米穀を、令和5年4月から同年10月まで長期計画的に販売する取組(※6)</u>	<u>金利倉敷料、集約経費</u>	<u>定額(1/2相当)</u> <u>金利倉敷料：別記1のとおり(※7)</u> <u>集約経費：2,040円/ト(※5)</u>																																														
(※1)～(※5) (略)	(※1)～(※5) (略)																																																
(削る。)	<u>(※6) 令和5年3月末時点で在庫しているものであって、令和5年9月末迄に契約されたものを対象とする。</u>																																																
(削る。)	<u>(※7) 補助対象開始期間は、長期計画的な販売に係る販売契約締結日の属する月の翌月とするが、以下の場合にあってはこの限りでない。</u>																																																
	① <u>令和4年度の周年供給特別支援の取組を行った米穀の場合は、令和5年4月からとする。</u>																																																
	② <u>周年供給特別支援の取組としての長期計画的な販売の取組を予定し</u>																																																

ていなかった販売契約の数量の一部又は全部の取消しがあった場合は、当該事実が明らかとなった日の属する月の翌月からとする。

(別記1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、様式第1-1号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1-2号の1により算出される額とする。

なお、周年供給特別支援の取組に係る米穀については、様式第1-5号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1-6号の1により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、様式第1-2号の2により算出される額を加算することとする。ただし、周年供給特別支援の対象米穀については、加算対象としない。

(1)~(3) (略)

(別記1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、様式第1-1号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて様式第1-2号の1により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、様式第1-2号の2により算出される額を加算することとする。

(1)~(3) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
※1・2 (略)		※1・2 (略)	
2 (略)		2 (略)	
(注) 様式第1-1号から第1-4号までについて、事業実施計画から変更があったときには、取組の実績に合わせて再度作成し、添付すること。		(注) 様式第1-1号から第1-6号までについて、事業実施計画から変更があったときには、取組の実績に合わせて再度作成し、添付すること。	

附 則 (令和5年11月27日5農産第3115号)

- 1 この要領は、令和5年11月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。